

曾根塩田と入江家

落 合 功

はじめに

曾根塩田は、播磨国印南郡（現在の兵庫県高砂市）に所在する塩田のことである。実際のところ、曾根塩田などという呼称はなく、曾根村にある塩田（塩浜）ということである。ただ、本論においては固有名詞で呼称した方が理解しやすいのでそのようにする。

同地域とその周辺には曾根塩田をはじめとして荒井塩田、さらには的形塩田、大塩塩田などの塩田があり、これらの地域を総称して灘目（上灘目）と呼んだ¹⁾。灘目塩は近世前期から大坂市場に一定の影響を与えていた。これまでの成果を参照すると近世に成立したとされる入浜塩田は慶長年間に六左衛門が開発した荒井浜が嚆矢とされる²⁾。ただし、この荒井浜の開発事情を示す史料は現在のところ確認されていない。その意味で、具体的な事実として確定できない。

曾根塩田を含めた地域の塩田について明らかにしたものとして、『高砂市史』が挙げられる³⁾。同書は、これまでの成果や『増訂印南郡誌』などを引用しつつ全体像を示したものである。同地域の塩業史研究を考える時、『高砂市史』が

1) 「塩の生産」『高砂市史 第二巻、通史編、近世』を参照すると、「『上灘目』には東部の高砂・荒井・曾根からの形にいたる地域と、西部の木場・八家・伊佐崎など地域のまとまりがあった。これを東川・西川と分ける呼び方もあった。これは東部の的形では塩船を磯川に係留し、西部の木場・八家・宇佐崎の塩浜は八家川に係留したからという」と、述べている。

2) 岡光夫『日本塩業のあゆみ』（1982年、国書刊行会）、日本専売公社『日本塩業大系 近世（稿）』（1982年）

3) 高砂市史編さん専門委員会編『高砂市史 第二巻、通史編、近世』（2010年）高砂市史編さん専門委員会編『高砂市史 第三巻、通史編、近現代』（2014年）

水準といえるだろう⁴⁾。

近世後期から近代にかけて曾根塩田を記した入江家文書が高砂市教育委員会に所蔵されている。本論は、同地の塩業史を解明するに当り、その序説として入江家文書の性格と曾根塩田の概要を紹介したい。かかる点から本論では、まず第一に入江家文書を紹介し、その性格を明らかにする。その上で明治40年前後の曾根塩田について、主として『大日本塩業全書(第二編)』(1907年)を中心に紹介する。そして、1890年前後の入江家の経営動向について、入江家文書の史料群の中から資産全体がわかる「資産負債表」から紹介する。

一 入江家文書群と入江家

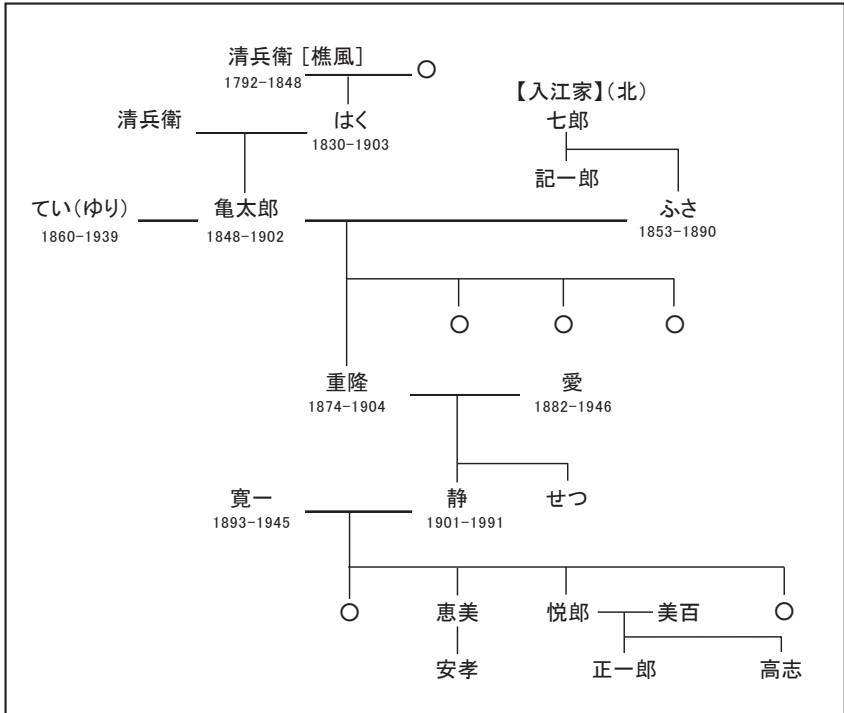
入江家の始祖は姫路市網干の浜田新田を開発した浜田清兵衛といわれる。17世紀後期、その子九郎兵衛が入江姓を名乗るようになったとされる。18世紀の初頭までに、本家「北の入江家」から「東の入江家」が分家する。当初は、代々清兵衛を名乗り、一橋領の庄屋を勤めた。天保期に建築された入江家の邸宅は、現在、兵庫県指定重要有形文化財に指定され、一般公開されている(図)。

同家に伝来された史料は5,838点にのぼるが、そのうち半分以上の2929点が1881(明治14)年から1900(明治33)年までの史料である。年末詳分の史料が1,810点あるので、7割以上が当該時期の史料という計算になる。よって、19世紀後半ごろに営んでいた塩田経営、田畑地主経営、そして株主(資産家)としての活動などを示す史料が多く残されている。また、入江家は地域の名望家であり、曾根村の村長や曾根銀行頭取などを務めている。こうしたことから、村会関係の史料や郡会関係史料、曾根銀行関係の史料(営業報告)が残されている。

もう少し紹介すると、近世史料の中には年貢納入関係、鉄山稼ぎ関係、借銀関係が多く、近代以降では地租、租税関係、土地売買・貸付関係、登記などの土地をめぐる史料、水利組合や新田開発関係史料、会社関係(龍山石材株式会社、二銭会社、旭貿易合資会社)、株式関係(姫路米穀取引所、灘酒造株式会社、

4) 他に灘目塩という点で見た場合、『姫路市史 本編 近世1』(1991年)なども参考になる。

曾根塩田と入江家



図

大阪鉄道、曾根二銭会社、曾根銀行、山陽鉄道) などもある。

他にも近世後期の地方文人であった入江樵風が記した「樵風往復書簡」がある。この入江樵風について、通称は清兵衛だが、幼い時に亀潮と号し、その後、泥中、樵風と号したという。子供の時から文学に親しみ、十六歳の時に諸国を遊歴し、多くの人々と交遊があった。別邸のことを酔古堂と呼び、多くの文人が宿泊したといわれる。嘉永元年十二月、五十七歳の時に死去する⁵⁾。また、中国の古典、儒教関係の書籍や『日本書紀』などの古典など蔵書も多く残されている⁶⁾。

5) 兵庫県印南郡役所『増訂印南郡誌』（名著出版、1973年）

6) 入江家文書の全体については、高砂市教育委員会『兵庫県指定文化財旧入江家住宅

二 1910年(明治43年)前後の曾根塩田——『大日本塩業全書』を中心に——

まず最初に曾根塩田の概要について『大日本塩業全書』を参照しつつ紹介したい⁷⁾。『大日本塩業全書』は、塩専売制のもと全国の製塩地を把握するために作成されたもので、4編8冊によって構成されている。各地域に配置した塩務局や出張所に対して、「塩田の位置」「沿革」「製塩方法」などといった記載項目を掲げ、提出を求めたものである。このため、内容の差異はあるものの、一定程度、共通の尺度で全国の製塩地を理解できるようになっている⁸⁾。本論では、『大日本塩業全書』のうちいくつかを紹介し、曾根塩田の概要を紹介したい。まず最初に、曾根塩田の沿革について紹介しよう⁹⁾。

【史料1】

曾根村 慶長年間加古郡荒井村ニ初メテ塩田ヲ開作シ、漸次印南郡伊保村ノ内伊保崎村、梅井村ニ至リ遂ニ本村ニ及ホシタルモノニシテ、其本村ニ於ケル開発年度詳ナラスト雖トモ遠ク寛永(二百八十年前)年間ニアルモノノ如シ、然ルニ前記荒井村、伊保崎村、梅井村等ハ加古川ノ末流ニ瀕シ、淡水流入ノ為メ、逐次耕地ニ変シ、現今ハ曾根村及梅井村ノ一部残存スルノミ、尤モ本村現在ノ耕地タル字ノ存スルノミ、其最モ新シキハ新開ト称シ万延年間ニ開拓シタルモノトス、同村製塩ノ販路ハ古来日向、宇和島ニ限ラレ、其販売方法モ自然他村ト其趣ヲ異ニシ、日向問屋、宇和島問屋各一戸アリテ、之レニ依テ搬出セラレツツアリ、其因テ来ル所ヲ繹スルニ、前記荒井村ハ加古川支流荒井川ノ舟楫ノ便ニ依リ日向、宇和島地方ノ船舶ヲ吸取シ、之レニ依テ同村製塩ハ凡テ同地方ニ輸出セラレタルモ塩田摩滅ト共ニ是等習慣ハ隣村曾根村ニ移

——総合調査報告書——』(2007年)を参照されたい。

7) 専売局編『大日本塩業全書 第2編』(1907年)

8) 『大日本塩業全書』の詳細は、「資料解題」を参照のこと。https://lsih.shiojigyo.com/digital-library/dainihon_engyo_zensho.htmlそして、同書は、塩事業センターのホームページから容易に閲覧ダウンロードすることができる。曾根塩田については、第二編の「赤穂塩務局大塩出張所の部」における、曾根村の項に記されてある。

9) 「赤穂塩務局大塩出張所の部」『大日本塩業全書』本項記載の史料は同史料を参照している。

リ遂ニ其販路ヲ踏襲シタルニ起因スルモノノ如シ

製塩事業ニ就テハ、他ノ各村ニ於ケルト大同小異ニシテ特記スヘキ事項ナキモ、明治十七年頃ヨリ採鹹方法ヲ變更シ換持ト称シー塩田ヲ約二分シ相互隔日若シクハ二日目毎ニ浜持ヲナシ、他ノ一ハ鹹砂撒布ノ儘之レヲ放置シ、以テ地力ヲ休養スルコトヲ昂メタリ、藩政時代ニ於テハ所屬一橋藩ヨリ金穀若クハ褒辞様ノモノヲ下賜シ奨励ヲ加ヘラレタルコトアルハ、事実ナルモ其年度方法等詳ナラス

従来ニ於ケル塩販売ノ方法

……曾根村ハ村内ニ仲立業者数名アリテ製塩ハ総テ此仲立業者ノ手ヲ經テ売買セラル

従来ニ於ケル塩ノ販路

……曾根村・的形村・八木村・白浜村ハ主トシテ京阪地方及堺・岸和田等ニ輸送販売ヲ為スモ、間々東京積ヲナス事アリ、曾根村ハ日向地方へ漁業塩トシテ夥シク販売セリ

同史料を参照すると、加古郡荒井浜を初めとした近世創始期の入浜塩田が慶長期に築造されたことが記されている。その後、印南郡伊保村のうち、伊保崎村、梅井村、曾根村へと次第に築造されたことが記されている。曾根村の開発は寛永期ごろだろうと紹介している。

興味深いのは曾根塩田の販路である。近世初期は、「荒井」「アライ」という銘柄で江戸へも送られたことが知られるが¹⁰⁾、『大日本塩業全書』によれば、「製塩ノ販路ハ古来日向、宇和島ニ限ラレ其販売方法モ自然他村ト其趣ヲ異ニシ、日向問屋、宇和島問屋各一戸アリテ、之レニ依テ搬出セラレツツアリ」と、曾根塩田で生産された塩は京阪地域よりも日向（宮崎県）や宇和島に運ばれたとされ、漁業に使われる塩として大量に使われたことが記されている。この理由は、元来、加古川や荒井川の利便性から日向や宇和島の船舶が寄港していたが、荒

10) 「江戸入津の荒井塩」高砂市史編さん専門委員会編『高砂市史 第二巻、通史編、近世』（2010年）、大野瑞男「『榎本弥左衛門覚書』について」（『史料館研究紀要二』1969年）

井浜が荒廃したことで購入先を曾根村へと移動し塩が使われるようになったとする。この点について、『印南郡誌』の「曾根村」の販路の項を参照すると、「寛保の頃、荒井塩は江戸並に大坂方向に於て声価を博せしかば、梅井曾根方面の製塩も亦同名義の許に販売せられしことあり。明治三十四五年頃の販路は大坂、四国、及阪鶴線沿道地方東播地方とす」と、記載されており、四国だけでなく阪神地方にも販売されている。この点は、さらに解明すべき点であろう¹¹⁾。

また、製塩業の特徴として、1884年ごろから替持ち（塩田を二分して隔日で浜持ち作業）を採用し、製塩者は販売に関わることも無く、全て仲立業者数名を介して売買したことを紹介している。

塩田作業は毎年三月から始まる。一月と二月は製塩作業は行わず、沼井の造り替えや溝渠の俊潔、塩田地盤の鋤き返しなどの準備作業を行う。三月になると、塩田作業を始めるようになる。天気が良い時に作業を行い、天気が悪い時には、二日間かけておこなうことがあった。

釜焚きの道具としての石釜は、直径5～6寸程度の基石と黒潮と鹹を混ぜ合わせて逢着して製造したものである。こうした釜は20から25日程度で改造しなければならず不便だった。鉄製釜が使われるようになるのは1897年（明治30年）ごろである。以来、平釜式製塩法が使用されるようになる。その後、戦後に蒸気利用式製塩機を利用するようになり、さらに1955年（昭和30年）4月に煎熬能力34,000^トの真空式製塩工場が完成している（製造許可は翌月）¹²⁾。

燃料は、幕末まで薪材を使用しており、日向、豊後、備前、淡路などの各地から購入していたが、1850年、51年（嘉永3、4年）ごろから三口屋新蔵という人物が自身の小作地に石炭を使用したのが始まりという。石炭は火力が強く、結晶状態が良好なため、石炭を使用するようになったとする。曾根塩田で石炭の使用が一般化されるのは1854年（安政元年）ごろだとされる。なお、石炭のことを「五平太」と呼び、兵庫で購入し曾根湊まで船で運んだという¹³⁾。

11) 兵庫県印南郡役所編『増訂 印南郡誌』（1973年、名著出版）

12) 高砂市郷土研究会『高砂市史 曾根編』（1964年）

13) 高砂市郷土研究会『高砂市史 曾根編』（1964年）

【史料 2】

小作人ト地主トノ関係

八木村・白浜村

小作人カ釜屋ヲ借受ルトキハ、釜屋ニ属スル塩田総テノ建物、器具、器械一切ヲ借受ルヲ常例トス、其貸借年限ハ三ケ年以内ヲ通例トス、長キモ五ケ年ヲ超ルモノハ殆ントナシ、而シテ其小作料トシテハーケ年塩何俵（六貫俵ヲ以テ標準トス）ト定メ多クハ現物ヲ引渡ヲ習慣トセリ年額浜石（六貫俵二俵ヲ一石トス）千石乃至千五百石トス、一戸前ノ塩田ハ約二町歩ナルカ故ニ一町歩当小作料ハ中等六百石ナリトス、而シテ一石ハ正枡四斗三升ナルヲ以テ六百石ノ正石二百五十八石ナリトス、依テ石当り百六十五斤ニ換算スレハ四万二千五百七十斤トナル、之ニ五等塩ノ賠償価格九十四錢ヲ乗スレハ四百円余トナルナリ、間々其中塩価平均ヲ以テ金ニ換算シテ支払フモアリ、小作料ノ塩ハ一建釜毎ニ其幾分ツツヲ引渡スヲ習慣トセリ、又金ヲ以テ支払フ者ニ於テモ一建釜毎ニ分割シテ支払フアリ、而シテ陰曆十二月末ニ至テハ悉皆ノ小作料ヲ支払フヲ習慣トス、借受物件ノ修繕等ハ建物、塩田等ノ大修繕ハ貸主ニ於テ負担シ、其他ノ小修繕及器具、器械ノ修繕ハ借主ニ於テ負担スルハ其貸借証ニ明記セスト雖トモ、一ノ習慣トナリ居ルモノノ如シ、但シ約束ヲ以テ之ニ異リタル契約ヲ為スコトアルハ勿論ナリ

豊作ノ年ハ其小作料ハ最初ノ約束通りニシテ変更スル処ナシト雖モ凶作ノ年ハ約束ヨリ一割乃至二割ヲ小作人ノ請求ニ依リテ減額スルヲ常トセリ、コレ蓋シ止ムヲ得サルノ状態ナラン右ノ外日常ノ需用ヲ貸主ニ仰クノ習慣アラス

曾根村

地質塩質ノ良否ニ依リ一定ナラスト雖トモ総テ沼井一個ヲ以テ標準トナシ、最低一斗入二十俵、最高同二十八俵トス、沼井ハ一畝歩ニ対シ約一個ヲ設ケアルカ故ニ之ヲ塩田一町歩ニ換算スルトキハ正味二百石乃至二百八十石、此斤数二万三千斤乃至四万六千二百斤ニシテ五等塩賠償価格ヲ以テ換算スルトキハ三百十円乃至五百二十円トナレリ、豊凶ニ依リ増減セサルヲ原則トスルモ甚シキ凶年ノ際ハ相互妥協ノ上相

当減少スルハ又止ムヲ得サルナリ

其他ハ総テ八木・白浜村ニ同シ

同史料は、小作人と地主との関係を示したもののだが、曾根村としては、塩田の単位を面積や地味に関係なく沼井を単位としていた。おおよそ塩田1畝に沼井1個があるとし、1町歩相当200石から280石生産していたとする。そして、5等塩の塩賠償価格で換算すると、310円から520円になる。これを小作料として受け取った。塩の豊作と不作の時期があるが、小作料は基本的に変わらない。ただ、凶年の時は地主と小作の間で調整することもあるとする。他の地主—小作慣行は、小作は釜屋を基礎としながら、塩田、器具、器械一切を借り受けている。そして小作料は、慣習としては浜石＝現物納を慣習とするが、五等塩相当の賠償価格で支払うこともあるとする。曾根村の場合は後者（五等塩相当の賠償価格）で支払っている。なお、小作料は12月を期限に分割払いでも支払われている。

【史料3】

組合

……曾根村

一、古来ヨリ製塩業者ハ寄合所ト称シ、時々会合互ニ気脈ヲ通シ、一致共同ノ下ニ営業シタリシハ事実ナルモ、其組織規定等詳ナラス、降テ明治二年曾根塩田会所ナルモノヲ設ケ製塩ノ改良賃金ノ画一潮水ノ共同引入採鹹期節ノ開閉石炭ノ共同購買等ヲ実行シ来リ、明治八年ヨリ同十八年マテ塩ノ共同販売ヲモ兼営シタリキ専売法發布以来当業者七名ノ合資ヲ以テ現今ノ合名会社曾根浜塩会所ナルモノヲ設ケ、又々共同販売ヲ兼営スルコトナレリ

二、販売組合トシテ特ニ組織セルモノナシト雖トモ前項ノ曾根浜塩会所ハ一ノ販売組合ナリ

三、燃料購買組合ハ概略八木、白浜村ニ同シ
(八木村、白浜村)

三、燃料買受ニ関スル組合燃料ノ買入ハ第一項塩業者ノ組合ニ於テ之ヲ措

辨ス海口ニ検査場ノ設置アリテ石炭船ヨリ石炭ヲ購買スルニ際シ、営業者ノ多クハ之レヘ集合シテ其品質ノ検査代金等ニ付テノ協議ヲナス
沖掛一人ヲ置キ石炭引取ノ周旋、帳簿記載等ノ事ニ当ラシム、給料ハ
瀬取船一杯ニ付二銭四厘トス、石炭見二人ヲ置キ引取ルヘキ石炭ノ斤
量ヲ検セシム給料同上二銭

瀬取船ハ十三石積トシ（四十五貫ヲ一石ト称ス）船ノ首尾ニ刻印アリ、
舟ノ沈下シテ水面ノ刻印ニ建スルヲ以テ積量トス

諸費ノ出途ハ益金ト称シ、瀬取船一杯ニ付五銭（代価ノ外）ヲ増徴シ、
年行司ニ於テ之カ支出保管ヲナシ、陰暦一月ヲ以テ勘定ヲ為シ残金ア
レハ之ヲ各出金者ニ案分シテ割戻ス

石炭ヲ各製塩者ニ分配スルノ方法如何ト云フニ各製塩者ハ釜屋一軒毎
ニ抽籤ノ法ヲ以テ其順序ヲ定メ瀬取船ノ順番ニ恰当スルモノヲ各自ノ
取分トスルナリ

六七十年前ハ燃料繩ヲ薪材ナリシモ、其買入方法等ハ自今ト異ルコト
ナシト云フ

【史料3】では、塩販売方法について記されている。近世の製塩業者は寄合所を
を設置し共同で営業が行われていた。『増訂印南郡誌』を参照すると、経営者の
中から1年交代で行司になり、年行司と称し、塩業に関するすべての事務を扱っ
ていた。その後、1869（明治2）年になると、曾根塩田会所を設置している。こ
こで潮水の共同引き入れ、採鹹時期の決定、石炭の共同購買などが取り決めら
れている。さらに1875（明治8）年から1885年までは、塩の共同販売が行われ
ている。その後、塩専売制が実施されると、7名で合名会社曾根浜塩会所を設
置し、共同販売を兼営する。【史料1】によると、販売形態は、「仲立業者数名」
を経ることが記されてあるが、これが「共同販売」の変形なのか、別組織なの
かは、検討する必要があるだろう。

また、燃料購買組合での取引慣行は、八木村、白浜村と同じで石炭船より石
炭を購入する際、営業者の多くが集合し、品質検査・代金などについて協議し
たうえで行われている。また、購入した石炭は各塩田に対し抽選で順番を決め、

各自の取り分を決めるようにする。

なお、曾根塩田組合は1884(明治17)年9月から十州塩田同業会上灘目支会に加入し、1886年4月から十州塩田組合上灘目支部に属し、1888年十州塩田組合が解散すると同時に上灘目支部も解散する。

【史料4】

輸出入及試売

……明治二十年曾根村ヨリ一斗入三万俵ヲ浦塩へ輸出試売セシコトアルモ
其成績何レモ良好ナラサリシ

輸出については、3,000石程度をウラジオストックに試売りするものの、成果は芳しくないとしている。

なお、『大日本塩業全書』の記述の紹介は上記の通りだが、その後の曾根塩田について紹介しておこう。1915(大正4)年、産業組合法に基づき、上灘目塩業組合を設立するが、曾根塩田も同組合に参加している。その後、1929(昭和4)年に、第二次塩業整備の流れの中で、上灘目塩業組合は一部塩田を廃止する。1941年6月には工業組合法が施行され、上灘目製塩工業組合に改組された。1943年5月、塩業組合法が施行され、保証責任大塩業組合に改組される。戦後になると、1949年12月、中小企業等協同組合法が施行され、大塩業協同組合に改組される。1953年4月に流下式塩田転換工事が着工され、12月に塩業組合法施行により大塩業組合に改組されている。

1959(昭和34)年1月31日に流下式塩田転換工事が完了している。この段階で流下式塩田の面積は171haであった。同年10月1日には梶原合資会社が大塩業組合に参加し、流下式塩田面積は200haとなっている。

1971年12月8日、塩(鹹水)製造廃止許可が申請されている。12月13日、塩(鹹水)製造廃止許可、12月20日に塩(鹹水)製造廃止となり、1972年3月31日に大塩業組合は解散に至っている。この時、曾根塩田も名実ともに廃止塩田となっている¹⁴⁾。

14) 日本専売公社塩業近代化本部『第四次塩業整備事績報告』(1973年)

三 入江家の「資産表」から見た塩業経営

続いて、曾根塩田の一部を経営していた入江家の経営について「資産負債表」を材料に明らかにし、同家における塩田経営の位置について紹介することにしよう。この「資産負債表」は、1902年から1904年までを4期に分けて記載されてある。ただ、1902年度の場合は、1903年1月に集計されたものとされ、具体的な期間が1年なのか1年1か月なのか、はたまた違うのかわからない。そして、1903年度は1903年1月から翌1904年2月まで、1904年上半期は1904年3月から8月までの6か月に対し、1904年下半期は同年9月から11月までの3か月のものとなっている。その意味で、資産の状況についても塩田や田畑の収穫時期との勘案で相違が相当みられるだろうし、収支や損益においても同様な点を見ることができる。この点は、【表1】から【表5】までを通して念頭に据えておくべき点である。ただ、それでも、これらの資産表から、入江家の経営動向として判明できる点がある。この点について紹介していくことにする。

まず、【表1】は資産と負債を示したものである。同表を参照してもわかるように、資産高の7割は不動産であり2割程度が株式である。この時期一貫して同様な傾向である。そして、現金はほとんどない。また、若干ではあるが、塩問屋に対して貸借が行われていることにも注目したい。この点は、詳細を記した【表2】で検討する。そして、若干ずつではあるが、時期を追うごとに資産が漸減している様子もわかる。

【表2】は、【表1】の資産表を詳細に示したものである。これにより、資産の内訳がもう少し明確になるが、資産額4万円程度のうち、田地为2万円(16町8反3畝23歩)、塩田が1万5千円(10町8反3畝3歩)、畑地(1903年度まで8反6畝11歩、1904年度7反9畝10歩)となっている。また、貸家31戸、山林1反2畝19歩、曾根宅地5反1畝14歩は変化なしで、山林は資産として計上されていない。

この点「財産目録」を参照すると、入江家の田と塩田の所有状況がわかるが、明治22年2月の場合、田は17町1反4畝7歩で塩田は11町2反4畝27歩であり、明治26年8月の場合、田16町5反9畝8歩、塩田11町8反7畝07歩

【表 1】 資産負債表

単位は円

		1902 年度	1903 年度	1904 年上半期	1904 年下半期
		1903 年 1 月	1903 年 1 月	1904 年 3 月	1904 年 9 月
			1904 年 2 月	1904 年 8 月	1904 年 11 月
資産の部	立替金	39	36	29	112
	貸金	280	260	250	250
	預け金		6,238		2,058
	貯蓄金残金	440	528	638	
	不動産	41,677	42,053	41,787	39,448
	株式	10,800	3,000	8,732	8,840
	社債券		80	85	85
	国債			147	410
	塩問屋へ貸	208	171	321	71
	頼母子	110	144	152	160
	雑取引	93	126	18	18
	諸品	59	210	105	65
	家計	2,894			
	家計 乙雇人	120	182	154	152
	手元有金	253	36	263	28
	合計	56,972	53,064	52,681	51,698
負債の部	保管金	40	24	24	14
	塩問屋ヨリ借	60			
	頼母子	72	54	42	65
	借受預り金	8,105	3,818	4,240	4,191
	雑借	47	390	132	31
	給通				45
	損益勘定	488			
	合計	8,813	4,287	4,438	4,346
差引残高		48,154	48,777	48,243	47,352

資産負債表附収支計算書 (入江家文書 1710)
(1 円未満四捨五入)

と大きな変化はない。その意味で、入江家はこの時期、おおよそ資産を増やすことも減らすこともなかったといえるだろう。ただし、1904 年下半期には姫路の宅地 173 坪を手放しているし、元北入江宅地 400 坪は、資産額が高下していることから、土地を分割して売買されているようである。

預け金、借受預け金に変動がある分はいずれも曾根銀行である。また、株券については、曾根銀行株が 1903 年 1 月の段階で 360 株あったが、その後は、100 株に減っている。また、山陽鉄道株は 100 株で変わらない。その後、1903 年度から勸業債券、1904 年度から国庫債券を資産としているが、基本的に株券については地元株であった。投機を目的とした株式投資ではなく、必要に応じて株式投資を行っていたと考えられる。

また、【表 1】においても記した塩問屋への貸借についてだが、伊藤が貸借両方に記載がある。つまり、塩の売買に際しての支払いにおいて一定額の貸借がなされていたといえるだろう。つまり、塩の現物（現金）取引ではなく金融が行われていたことを示している。

続いて、1902 年度の収支明細を示した【表 3】を参照しよう。これを参照すると、田畑については小作料収入のみであり、直作はしていない。そして、小作料としては米作が中心で、わずかに麦や綿がある。塩田は通筋、八軒、渡場の三か所に小作を出しており、これら小作料収入が中心となっている。他に、貸家（家賃）、貸地（地賃）収入があり、これらを参照すると、入江家の収入のほとんどが地主（田畑、塩田、家、土地）経営にもとづくものであったと言えるだろう。この点、1902 年から 04 年までの収益として通してみたのが、【表 4】と【表 5】である。

【表 3】でも明らかなおとおり、収益の基本は、塩田、田畑、株式所得である。そして気になるのは 1903 年度（1904 年 2 月）に自作塩田と塩田小作の 2 つで所得を得ている。この場合の自作と言っても、入江家自身が塩田作業に関わるという意味ではなく、直接経営に関与していることを示している。

この点は、【表 3】では全ての塩田が小作に出していることが示されており、実際のところはわからない。そして、塩田自作の場合、浜子（日雇賃）・雇人・

【表2】 資産・負債表（詳細）

単位は円

			1902年度	1903年度	1904年上半期	1904年下半期
				1903年1月より	1904年3月より	1904年9月より
			1903年1月	1904年2月迄	1904年8月迄	1904年11月迄
資産の部	立替金	合計	39	36	29	112
	貸金	中川定吉	30	30	30	30
		柿本市太郎	10	10	10	10
		杏清太郎	20			
		宮本佐代吉	40	40	40	40
		立岩甚八	30	30	20	20
		井上丑松	50	50	50	50
		三木源次郎	100	100	100	100
	預け金	曾根銀行当座預金		215		858
		曾根銀行特別預金		6,023		1,200
	貯蓄金残金	曾根勤儉貯蓄会	440	528	638	
	不動産	元北入江宅地	1,003	897	687	759
		姫路宅地	1,928	2,410	2,410	
		田地	20,000	20,000	20,000	20,000
		畑地	430	430	374	374
		曾根宅地	2,316	2,316	2,316	2,316
		塩田	15,000	15,000	15,000	15,000
		貸家	1,000	1,000	1,000	1,000
	株式	曾根銀行株	10,800	3,000	3,000	3,000
		山陽鉄道株			5,732	5,840
	社債券	勸業債券		80	85	85
	国債	国庫債券			147	410
	塩問屋へ貸	浜竹	151			53
		三枝岩吉	12	14	4	4
		松本庄三郎	15		298	
		鎌田六平	17		5	0
		松重	13			
		橋本巳之助		0		
		伊藤		155		
		宮本文助		2	13	13
	頼母子		110	144	152	160
	雑取引		93	126	18	18

曾根塩田と入江家

	諸品		59	210	105	65
	家計		2,894			
	家計 乙雇人		120	182	154	152
	手元有金		253	36	263	28
	合計		56,972	53,064	52,681	51,698
負債の部	保管金	新田地主	6			
		東の丁	34	24	24	14
	塩問屋ヨリ借	伊藤	60			
	頼母子		72	54	42	65
	借受預り金	曾根銀行当座	340		143	
		曾根銀行	3,025			
		鹿間長市	50			
		おあい	239	332	332	332
		母	84	78	77	77
		隠居遺産	1,927	2,012	2,291	2,289
		北入江	1,341	1,396	1,396	1,492
		三枝岩吉	1,100			
	雑借		47	390	132	31
	給通					45
	損益勘定		488			
	合計		8,813	4,287	4,438	4,346
差引残高			48,154	48,777	48,243	47,352

資産負債表附収支計算書（入江家文書 1710）
（1 円未満四捨五入）

什器代・入釜代など諸費用が換算されている。

そして、田畑については地主経営のみであり、自作は無い。米、麦、綿の小作が行われていると言えるだろう。

ちなみに、1903 年 9 月の場合、自作塩田分の生産量は 10,298 石 6 斗で、収入は 2,783 円 15 銭 3 厘であった。ただ、支出は 2,984 円 43 銭 2 厘かかっており、201 円 27 銭 9 厘の損失を計上している。それに対し、同時期の塩田小作地を参照すると、生産量は 5,198 石で、収入は 1,312 円 28 銭 2 厘であった。そして、

【表3】 1902年度収支明細（塩田、田畑、貸屋）
単位は円

	塩田									田畑									貸家貸地所得					
	通筋小作塩	八軒小作塩	渡場小作塩	需要品費	修繕費	公費	雑費	小計	純所得	合計	小作料	雑収入	公費	雑費	支出合計	純所得	合計	家賃収入	地賃収入	公費	雑費	小計	純所得	合計
収入	1,050	1,186	752							2,988	2,840	3					2,843	172	16					188
支出				2	388	79	12	482	2,506	2,988			542	265	807	2,036	2,843			17	35	53	135	188

資産負債表附収支計算書（入江家文書 1710）
（1円未満四捨五入）

支出 613 円 74 銭 9 厘となっており、698 円 53 銭 3 厘の利益となっている。

同様に、1904 年 2 月の場合、自作塩田のみだと、生産量は 17,750 石 3 斗で、収入は 4,880 円 38 銭 7 厘であった。そして、支出は 3,235 円 40 銭となり、1,644 円 98 銭 7 厘の利益であった。それに対し、塩田小作地は、生産量 6,553 石、収入 1,701 円 49 銭 9 厘で、支出 849 円 44 銭 8 厘となり、852 円 05 銭 1 厘の利益となっている。つまり、自作塩田の場合、損失や利益の浮き沈みが大きいのにに対し、小作に出す場合は安定的に利益となることがわかるだろう。自作塩田ということは、浜子を雇用したり、釜屋や道具などの管理を行う必要があり、その意味で、損益だけの問題ではなく、経営に対する負担がかかる。それに対し、地主経営（小作に出す）とすることで、塩田修繕費用はかかるにせよ、一定の収益を安定的に得ることができている。

要するに、この時期の曾根塩田における塩田経営の場合、直作よりも小作に出した方が負担として面倒ではなく、利益になっていたということである。実際、1904 年下半期になると、自作が無くなり、「八軒 3500 石」で小作が登場しており、この時期に自作ではなく全ての塩田を小作に出したものと考えられる。

【表 4】 所得収支表
単位は円
(1 円未満四捨五入)

	1902 年度		1903 年度		1904 年上半年期		1904 年下半年期	
	所得, 収入	負債, 支出	明治 36 年 1 月～37 年 2 月	所得, 収入 負債, 支出	明治 37 年 3 月～8 月	所得, 収入 負債, 支出	明治 37 年 9 月～11 月	所得, 収入 負債, 支出
塩田	2,506		2,497		1,183		814	
田畑	2,036		2,598			164	1	
貸家貸地	135		155			55	18	
株式所得	1,198		1,042		275		200	
滞貸金	8							
貸金利子	153		66		31		165	
頼母子					2			1
土蔵売却代金					200			
雑収入	102		9					
借金利子		927		476		13		128
姫路地所損失								1,198
雑損失		42		81		1		
雑部雑費		205		50		0		
合計	6,137	1,174	6,367	607	1,691	233	1,199	1,326
純所得	4,963		5,760		1,458		-128	
家計費支出高	-2,782		-5,142		-1,992		-763	
差引残高	2,181		618		-534		-891	

「明治 35 年収支決算書」は明治 36 年 1 月の調査結果

「明治 36 年度収支決算書」は明治 36 年 1 月～37 年 2 月 (13 か月)

「明治 37 年度上半年収支決算書」は明治 37 年 3 月～8 月 (6 か月)

「明治 37 年下半年収支決算書」は明治 37 年 9 月～11 月 (3 か月)

資産負債表附収支計算書 (入江家文書 1710)

【表 5】 入江家の収支計算書

単位は円
(1 円未満四捨五入)

			1903 年 9 月		1904 年 2 月		1904 年上半期		1904 年下半期	
			収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出
自作塩田部	浜子	合計		845						
	乙号雇人	合計		157						
	諸品	縄、俵、石炭器など		1,590						
	製塩	一号一番 660 石	235							
		二号八軒 1122 石	332							
		三号一番 1344 石	341							
		四号八軒 1277 石 3 斗	316							
		五号一番 1243 石 8 斗	334							
		六号八軒 1434 石	381							
		七号一番 1423 石 5 斗	369							
		八号八軒 1292 石	337							
		九号一番 392 石	106							
		十号八軒 110 石	31							
		什器費		33		65				
		仕草代		14		1,478				
		持浜日雇賃		31		31				
		札前		162		193				
		入釜		43		807				
		釜焚賃		5		325				
		諸人夫賃		87		280				
		雑費		17		47				
		滞金残金				7				
		合計	2,783	392	4,880	3,235				
貸付塩田部	通筋小作料		702		991		429		437	
	渡場小作料		610		710		344		261	
	八軒						764		203	
	合計		1,312		1,701		1,536		901	
塩田部	修繕維持売			589		84		340		53
	公費			25		765		13		34
	雑損							0		
	合計			614		849		353		87
	総計		4,095	3,598	6,582	4,085	1,536	353	901	87

曾根塩田と入江家

	純所得	497		2,497		1,183		814	
田畑部	小作料米	2		2,966					
	小作料麦	16		16		16			
	小作料綿			12		2			
	雑収入	233		236				6	
	公費		80		506		76		4
	雑費		125		126		107		
	合計	251	204	3,230	633	19	183	6	4
	純所得	47		2,598			164	1	
貸家貸地之部	家賃	79		150		64		27	
	地賃	27		53		28			
	宅地公費		4		15		1		8
	貸家貸地雑費		14		33		145		1
	合計	106	18	202	48	92	147	27	9
	純所得	88		155			55	18	
株式之部	曾根銀行株配当金	400		800					
	曾根銀行株見積			650					
	雑費		62		87				
	龍山会社株払込金				321				
	純所得	338		1,042		275		200	
雑之部	借入預り金利息		250		476		13		128
	頼母子					2			1
	姫路地所損失								1,198
	貸金利息	19		66		31		165	
	雑損益		27	9	81		1		
	土地売却益					200			
	雑費		143		50		0		
	所得税		31						
	滞賃		50						
	合計	19	501	75	607	233	14	165	1,326
通計		4,872	4,383	6,367	607	1,691	233	1,199	1,326
差引収入		488		5,760		1,458			-128

「明治 35 年収支決算書」は明治 36 年 1 月の調査結果

「明治 36 年度収支決算書」は明治 36 年 1 月～37 年 2 月（13 か月）

「明治 37 年度上半期収支決算書」は明治 37 年 3 月～8 月（6 か月）

「明治 37 年下半年期収支決算書」は明治 37 年 9 月～11 月（3 か月）

資産負債表附収支計算書（入江家文書 1710）

おわりに

以上、今後曽根塩田の入江家の塩業経営を考える上での下準備として、『大日本塩業全書』で概観を明らかにしつつ、入江家の「資産表」を紹介してきた。

入江家文書の残存状況を考えたとき、個々の史料での分析を行うことは別として、1880年から1900年の時期を中心に明らかにすることが肝要である。その意味で、本論で提示した「資産表」は短期間ではあるが入江家の経営全体を考える上で有益である。

入江家の資産を見た場合、田、塩田に大きなウエートを占めており、田に関しては地主として小作へ貸与し、塩田もおおよそ小作へ貸与していると理解してよいだろう。また、生産した塩は地元問屋へ売られており、その後の販路（大阪へ送られていたかなど）については、地元問屋次第の問題であり、入江家には関与することはなかった。また、1902年から1904年までの短期間であるが急速に資産が減っている。この点は、短期的なものなのか、実際に経営的に問題があったのかは、同史料群だけでは判断がつかないところである。

そんな中で課題として導き出せるのは、入江家の経営分析を基礎とした産地と問屋の関係分析と自作と小作の関係分析である。

今回の分析では、問屋と曽根塩田（入江家）との間で貸借関係があることが指摘できた。史料中では曽根浜塩会所で共同販売が行われていると指摘する。時期がずれるので、共同販売が継続されているか、仲立業者との取引かは検討が必要だが、少なくとも、貸借関係については、信用による掛売り、掛買いの関係による年を繰り越した分の取引を示すものであり、資金援助などといった金融関係を示すものではないだろう。この辺を金融と物の取引の関係から一層明らかにしたい。

もう一つは自作と小作の関係分析についてである。自作の方が雇用、生産手段、縄・俵などの調達資金などを必要とするが、利益も大きい。それに対し、小作に出すと、損失は無いだろうが、利益も少ないことが考えられる。この点でどうだったのかは検討する意味があると考ええる。この点は原料調達に関わったと考えられる曽根塩田会所との関係もポイントとなるだろう。これらの点は

今後の課題である。

追記 本稿執筆にあたり，高砂市教育委員会には大変お世話になりました。また，所蔵者である入江正一郎様を始め皆さんにも心より感謝申し上げます。